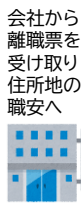


## 従業員が退職後に受給する失業給付の額は？



退職票



会社から  
退職票を  
受け取り  
住所地の  
職安へ

**✖**  
雇用  
の  
予約  
や  
内  
定  
が  
あ  
る  
場  
合  
は  
失  
業  
の  
状  
態  
で  
は  
あ  
り  
ま  
せ  
ん

**○**  
失  
業  
の  
状  
態

- 積極的に就職しようとする意思がある
- いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)がある
- 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、職業に就けない

「失業」とは、「就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にある」ことをいいます。次の場合は受給要件がありません。

- ①病气やけがのため、すぐには就職できないとき
- ②妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき
- ③定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているとき
- ④結婚等により家事に専念しすぐに就職することができないとき

### 特定受給資格者(倒産・解雇等)

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

### 一般の離職者(定年退職,期間満了,自己都合など)

被保険者期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	なし	90日	90日	120日	150日
30歳以上35歳未満					
35歳以上45歳未満					
45歳以上60歳未満					
60歳以上65歳未満					

### 簡易的な算出方法

給与明細書

⇒ 総支給額

給与明細書の総支給額(時間外手当,通勤手当などを含めた総額)を単純に30で割った額

総支給額 ÷ 30

例えば,基本給186,000円,時間外手当13,400円,通勤交通費9,000円の場合

$$208,400 \div 30 = 6,947$$

この場合,右欄の賃金日額「7,000円」の欄を参照してください。例えば年齢が28歳の場合は「5,101円」となります。ハローワークには初回を除き,4週間に1回失業の認定が行われますので認定後に  $5,101 \times 28 = 142,828$ 円 約14万円が給付されることとなります。

### 賃金日額の算出方法

賃金日額 = (6カ月の給与総額) ÷ 180 ※賞与や特別の賃金等は除く

### 基本手当日額のめやす

単位:円

年齢	60歳以上	45歳以上	30歳以上	30歳未満
賃金日額	65歳未満	60歳未満	45歳未満	65歳以上
2,869	2,295	2,295	2,295	2,295
3,000	2,400	2,400	2,400	2,400
4,000	3,200	3,200	3,200	3,200
5,000	4,000	4,000	4,000	4,000
5,200	4,160	4,160	4,160	4,160
6,000	4,532	4,610	4,610	4,610
7,000	4,898	5,101	5,101	5,101
8,000	4,996	5,514	5,514	5,514
9,000	5,046	5,848	5,848	5,848
10,000	5,096	6,102	6,102	6,102
11,000	5,146	6,278	6,278	6,278
11,490	5,170	6,335	6,335	6,335
12,000	5,400	6,374	6,374	6,374
12,790	5,755	6,395	6,395	6,395
13,000	5,850	6,500	6,500	6,500
14,000	6,300	7,000	7,000	7,000
14,130	6,358	7,065	7,065	7,065
15,000	6,750	7,500	7,500	
15,690	7,060	7,845	7,845	
16,000	7,200	8,000		
16,490	7,420	8,245		
17,270		8,635		

※令和6年8月1日改正

※この表はあくまでも「目安」としてご利用下さい。

特定社会保険労務士 中島康之